平成２２年（フ）第２６７号
香川県高松市番町１丁目６番６号
破産者　株式会社壺蘭会
1　決定年月日　平成24年２月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第８３６号
鹿児島県日置市伊集院町清藤2038番地１
破産者　株式会社シュア・プラス
1　決定年月日　平成24年２月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第８８２号
京都市山科区東野狐藪町16番地35　東野サンハイツ303
破産者　石田　寿孝
1　決定年月日　平成24年２月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第３８号
広島市安佐南区八木５丁目23番４―403号、開始決定時の住所広島市安佐北区上深川町444番地の３　グレイス高陽502号
破産者　西井　福三
1　決定年月日　平成24年２月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２０号
長崎県壱岐市郷ノ浦町若松触337番地
破産者　竹藤　和浩
1　決定年月日　平成24年２月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所壱岐支部

平成２３年（フ）第２３７号
盛岡市盛岡駅前北通７番17―606号、開始決定時の住所盛岡市南仙北１丁目20番14号
破産者　中村　清孝
1　決定年月日　平成24年２月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第１５０３号
横浜市戸塚区汲沢１丁目23番16―１号
破産者　島村　弘志
1　決定年月日　平成24年２月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０９号
静岡県浜松市中区上島５丁目５番７号　ヴィラージュミュゲ307、破産手続開始決定時の住所静岡県浜松市東区薬師町588番地の１
破産者　川崎　利廣
1　決定年月日　平成24年２月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第２３６号
静岡県浜松市北区引佐町奥山797番地の８
破産者　野沢　典子
1　決定年月日　平成24年２月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第９２７号
京都府長岡京市天神１丁目９番18号　中小路マンション203
破産者　住山扶美枝
1　決定年月日　平成24年２月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１５号
広島県三次市十日市中２丁目15番25号
破産者　高岡　幸都
1　決定年月日　平成24年２月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所三次支部

平成２２年（フ）第１６号
広島県三次市十日市中２丁目15番25号
破産者　高岡　省壯
1　決定年月日　平成24年２月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所三次支部

平成２２年（フ）第１７号
広島県三次市十日市中２丁目15番25号
破産者　高岡カツ子
1　決定年月日　平成24年２月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所三次支部

平成２２年（フ）第２６８号
香川県高松市藤塚町２丁目10番30―405号、開始決定時の住所香川県高松市番町１丁目６番６号
破産者　壺井　忠也
1　決定年月日　平成24年２月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第５１号
鹿児島県大島郡瀬戸内町大字古仁屋190番地３
破産者　右田　正浩
1　決定年月日　平成24年２月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所名瀬支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２３年（フ）第２９６２号
札幌市豊平区中の島１条６丁目３番１―301号
破産者　宮島　正義
1　破産債権の届出期間　平成24年３月２日まで
2　一般調査期日　平成24年４月11日午前10時
平成24年２月１日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０７号
北海道河西郡芽室町西７条２丁目１番地５
破産者　塚本　　勸
1　破産債権の届出期間　平成24年３月２日まで
2　一般調査期日　平成24年３月22日午前10時10分
平成24年２月３日
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第１０８号
北海道河西郡芽室町西７条２丁目１番地５
破産者　塚本　洋子
1　破産債権の届出期間　平成24年３月２日まで
2　一般調査期日　平成24年３月22日午前10時15分
平成24年２月３日
釧路地方裁判所帯広支部破産係